

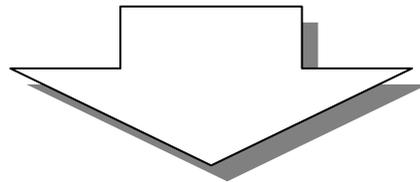
# 平成22年国勢調査第2次試験調査(案)

## 調査のねらい

平成22年国勢調査第1次試験調査結果を踏まえた調査方法・調査事務の再検討及び調査事項の設定の検証を行う。

具体的には、

- ・ 郵送提出とインターネット申告の併用の調査方法の検証
- ・ 申告方法の多様化の周知方法の差異による調査票の提出状況の把握
- ・ 円滑なフォローアップ回収の実施方法の検証
- ・ 指導員及び市区町村の事務分担の適否の検証
- ・ 前回調査の統計審議会答申の指摘等を踏まえた調査事項の設定の妥当性の検証など



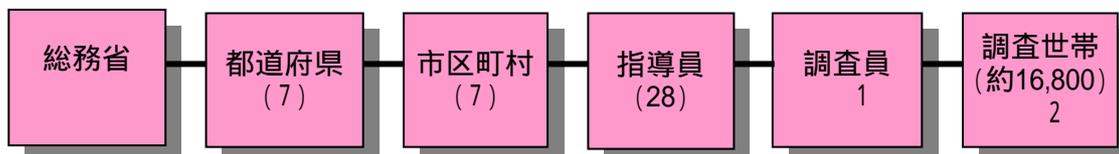
## 調査の概要

調査時期 : 平成20年6月

調査対象 : 7都道府県7市区町村  
336調査区(約16,800世帯)

調査事項 : < 世帯員に関する事項 >  
氏名、男女の別、出生の年月、世帯主との続柄、配偶の関係、国籍、  
就業状態、就業時間、所属の事業所の名称及び事業の種類 など  
< 世帯に関する事項 >  
世帯員の数、住居の種類、住居の床面積、住宅の建て方 など

調査の流れ



- 1 フォローアップ回収事務継続型:56人  
フォローアップ回収事務分離型:84人(延べ人員)  
(調査票配布担当調査員:56人、フォローアップ回収担当調査員:28人)

- 2 調査票の提出方法は、郵送提出、インターネット申告、調査員への提出、市区町村への持参

# 平成22年国勢調査第2次試験調査の実施規模について

## 《実施規模》

地域(7) × 調査票(2) × フォローアップ回収方法(2)  
× 申告方法の多様化の周知方法(2) × (3調査区担当調査員 × 2人)  
= 336調査区

## 地域(7)

北海道・東北、関東甲信静、東海・北陸、近畿、中国、四国及び九州・沖縄の各地域から1都道府県・市区町村を選定

## 調査票(2)

人口減少社会の転換期において必要な調査事項や前回調査の統計審議会答申の「次回の課題」における指摘を踏まえた調査事項の設定の妥当性の検証を行うため、2種類の調査票を作成

## フォローアップ回収方法(2)

フォローアップ回収の事務を以下の二通りの方法で行い、いずれの方法が確実でかつ円滑な方法であるかを検討

- ・フォローアップ回収事務継続型  
調査員は、調査票を配布し、引き続き調査票未提出世帯に対するフォローアップ回収をも行う。
- ・フォローアップ回収事務分離型  
調査票を配布する調査員は基本的に調査票配布事務のみとし、フォローアップ回収事務は調査票配布の調査員より人数を絞り込んだ上で行わせる(調査票配布調査員の半数をフォローアップ回収調査員に登用)。

## 申告方法の多様化の周知方法(2)

平成22年国勢調査においては、調査票の提出方法として郵送提出を原則とした上で、インターネットによる申告、調査員への提出や市区町村への提出についても可能としているが、世帯に対する周知方法として以下で実施した場合の調査票の提出状況を把握

- ・通常型  
調査票の提出方法として郵送提出が原則である旨を周知。他の申告方法については簡単に周知するのみ
- ・調査員提出事前周知型  
郵便ポストが住居から離れている世帯や高齢者のみの世帯などについては、調査員が回収する方が世帯の利便性の観点から適当であると考えられる場合もあることから、この旨を事前に周知した上で、郵送提出等の提出方法を周知

## 3調査区担当調査員 × 2人

「一般地域」の2調査区と「調査困難地域」の1調査区の組み合わせを一人の調査員が担当。正確な実地検証の結果を得るためには、複数人での調査の実施が必須(一人の調査員が3調査区を担当。二人の調査員で実地検証(2調査員、6調査区))

- (一般地域)
  - ・一戸建住宅の多い地域又は共同住宅の地域(オートロックマンション以外)
- (調査困難地域)
  - ・共同住宅の地域(オートロックマンション)又は単身者の多い地域

平成22年国勢調査第2次試験調査の調査方法・調査事務について（現行方式・1次試験調査との相違点）

	平成17年国勢調査 第2次試験調査	平成22年国勢調査		備 考
		第1次試験調査	第2次試験調査（案）	
実施規模 （調査対象）	5,000世帯	22,400世帯	16,800世帯	第1次試験調査同様、調査方法の見直しに向けた実地検証の重要性にかんがみ、実施規模を拡大
調査員の配置	1調査員 2調査区	（一般地域） 1調査員 4調査区 （調査困難地域） 1調査員 2調査区	1調査員 3調査区 〔一般地域 : 2調査区 調査困難地域 : 1調査区〕 フォローアップ調査員については、 1調査員 6調査区	第1次試験調査に引き続き、担当調査区数の妥当性を検討
指導員の配置	10調査区に1人の割合で配置	第1次試験調査では配置しない	12調査区に1人の割合で配置	第1次試験調査において、市区町事務としていた「調査員に対する調査票未提出世帯の指示」や「調査書類の審査」を指導員の事務とするなど、市区町村事務と指導員事務の役割分担を検討
調査票の配布	調査員配布	調査員配布	調査員配布	
配布期間	8日間	配布期間は、「調査票配布期間従来型」と「調査票配布期間延長型」の二つを設定 ・調査票配布期間従来型：8日間 ・調査票配布期間延長型：15日間	配布期間は、第1次試験調査における「調査票配布期間延長型」と同様（約2週間）	第1次試験調査同様、担当調査区数が多く、世帯面接を確実にを行うためには、配布期間の延長が必要
配布時における世帯からの把握事項	世帯主又は代表者の氏名、所在地（番地・号など）、男女別の世帯員数	世帯主又は代表者の姓、所在地（番地・号など）	同 左	世帯の抵抗感や、不在世帯への面接の困難性を踏まえ、第2次試験調査においては、第1次試験調査同様、男女別の世帯員数を把握せず
調査事項・選択肢			人口減少社会の転換期において必要な調査事項や、前回調査の統計審議会答申の「次回の課題」における指摘を踏まえた調査事項の設定の妥当性の検証を行うため、2種類の調査票を作成	

	平成17年国勢調査 第2次試験調査	平成22年国勢調査		備 考
		第1次試験調査	第2次試験調査(案)	
調査票の回収	調査員回収 (回収期間：9日間)	郵送提出(回収期間：7日間) 調査期日以後、調査員が全世帯に「調査票の提出はお済みですか」(確認状)を配布し、調査票提出の促進を図る	同 左	世帯の希望により、調査員への提出や市区町村への持参に加え、第2次試験調査では、インターネット申告も可とする。
調査票未提出世帯からの調査票回収 (フォローアップ回収)	_____	調査員が市区町の指示を受け、調査票未提出世帯を訪問し、調査票を直接回収(回収期間：12日間)	フォローアップ回収事務は以下の二つを設定 ・調査票を配布する調査員が継続して行う(一環した事務であることからかたり調査などの世帯の疑念は生じない) ・調査票を配布する調査員の中から、フォローアップ回収事務をより円滑かつ正確に行うことができる者を任命し、その者がフォローアップ回収事務を行う(調査票配布の調査員数より人数を限定して実施)	最終的に調査票の提出を直接依頼できない場合には、「調査票提出のお願い」(督促状)及び調査票等を当該世帯の郵便受箱に入れるなどして配布
調査票の検査 (現地検査)	調査員が検査	_____	同 左	調査員が従来行っていた基本的な検査は指導員が行う
調査票回収状況の把握	_____	・世帯名簿に「バーコードシール」を印刷 ・調査員が調査票配布時に、世帯名簿の「バーコードシール」を調査票提出用封筒に貼付し配布 ・市区町において、世帯から提出された調査票が収納された封筒のバーコードを読み取り、市区町で保管しているバーコード情報との照合により、調査票の回収状況を把握	同 左	第1次試験調査の実施状況を踏まえ、さらなる事務の効率化を検討
世帯アンケートの実施	調査票配布時に、『世帯アンケート』を併せて配布。世帯は総務省統計局に郵送。	フォローアップ回収の時期に、調査員が担当調査区内のすべての世帯(調査員への調査票提出の世帯を除く)に『世帯アンケート』を配布。世帯は総務省統計局に郵送。	同 左	調査事項の定義や記入方法についての世帯の意識を把握

平成22年国勢調査第2次試験調査実施までのスケジュール(案)

